

# 錯覚する税

三木義一が税の誤解を解きほぐす!

三木 義一 MIKI Yoshikazu

大学法学部教授・法学部長。博士(法学)。専門:税法。一橋大学大学院修了。日本大学助手、静岡大学教授、立命館大学・同大学院教授を経て、2010年より青山学院大学教授。趣味は花や昆虫の撮影、「おもしろ写真」の作成。

※題字と写真も三木先生の作品



## シングルマザー弁護士代は必要経費か?

—専門家でもわかれる理解—

### 「1」税理士さん達の反応

読者の皆さん、私は税理士さん向けの講演でこんな質問をしました。「シングルマザーの女性弁護士が、弁護士業務をするためにベビーシッターを頼まざるをえなかった。彼女が支払った支出は年間200万円だった。申告に際してこの支出を弁護士業務(事業所得)の必要経費に入れてくれという依頼があったとしましょう。先生達の対応は①全部認め、②全部ダメだという、③一部だけ入れて上げる、のどれでしょう?」

仕事のために頼んだのです。まさか法廷に子供をおんぶしていけませんよね。ですから、単純に家事費とはいえないのです。そこで、彼らに必要経費とはいえない理由を考えてもらいます。

### 「2」事業に直接関係していない

まず、税理士達の頭に浮かぶのは、課税庁の通達では必要経費を事業に直接関係あるものに限定している、ということでしょう。しかし、この取り扱いが間違っているのです。所得税法という法律では、必要経費を①売上原価等の直接経費と②販売費等の間接経費等の「業務について生じた費用」と定義していますので、直接間接を問わず業務について生じていけば必要経費となるはずでした。ところが、それだと経費が広くなりすぎることを警戒したためか、実務では直接業務に係るものしか認めないという対応をとっています

ようとしていません。ですから、税理士案の発想もまだ切り替わっていないのです。いずれにせよ、この論拠で必要経費性を否定することは難しいのです。

### 「3」OLとの比較

シングルマザーで勤務しているOLの場合と比較して、必要経費ではないという人もいます。OLのような給与所得の場合は、ベビーシッター代を控除できないのだから、必要経費とはいえない、という議論です。確かに、給与所得は給与所得控除があるものの、実際にかかった経費を控除することは原則としてできません。しかし、これは、給与所得の計



### 「4」通常は経費ではない

さらにこういう人もいます。確かにこの人の場合は必要経費であるように見えるけど、ベビーシッター代は普通は家事費だし、家で母親が面倒みるのが通常ではないか、ということです。これは、外国の税法のように「通常かつ必要な経費」と法律で範囲が限定されている場合ならそのように限定するのも必要でしょうが、日本の税法では「業務について」の経費であれば良いのです。それに経費というのは事業を工夫すればするほど、特殊なものが出てくるものですから、通常のものに限定するのもおかしいと思います。

### 「5」衣食住はダメ

この問題を先ほどの裁判の弁護団の先生にもぶつけてみました。すると、なんと弁護団団長の先生が「そりゃだめだ! 飯食うのと同じじゃ

ないか」というのです。

この考え方もよく見られるのですが、衣食住に係属していれば経費ではないのでしょうか? 確かに、家にも食事にはします。この食事代は生活するための支出=家事費です。しかし、仕事をするために外で食事をする、家で食べるより高くなります。この差額は理論的には必要経費です。外国では経費として認めている国もあります。

### 「7」どう考えよう

このように必要経費性を否定する論拠は十分なものではありません。他方で、間違いなく必要経費といえるかという点、私はそう思いますが、裁判所がどう判断するかは不明です。私は、人間の支出は、収入を得るための支出(必要経費)と、収入とは無関係な支出(家事費)、将来の収入につながる支出(取得費)の三つに大別すべきだと考えています。様々な考え方が対立しています。

仕事のためのベビーシッター代を経費に入れないというのは、やはりおかしい発想だと思われれます。

### 「6」家族間の支払いはダメ

所得税は、家族間の報酬のやりとりを原則として認めていないので、このような赤ちゃんのための支出は必要経費ではない、という考え方もありそうです。しかし、この場合は、家族間での報酬のやりとりではなく、受け取るのが第三者であるベビーシッターさんですから、家族間の支払いの規制の対象外です。

業者仲間同士のゴルフ代が必要経費として認められていますが、そのような支出よりこのベビーシッターの方が必要度は高いように思うのですが、皆さんはどう思いますか?